

第49回 労働衛生コンサルタント試験

(労働衛生関係法令)

指示があるまで、試験問題を開かないでください。

[注意事項]

1 解答方法

- (1) 解答は、別の解答用紙に記入(マーク)してください。
- (2) 使用できる鉛筆(シャープペンシル可)は、「HB」又は「B」です。
ボールペン、サインペンなどは使用できません。
- (3) 解答用紙は、機械で採点しますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- (4) 解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してから書き直してください。
- (5) 問題は、五肢択一式で、正答は一間につき一つだけです。二つ以上に記入(マーク)したもの、判読が困難なものは、得点としません。
- (6) 計算、メモなどは、解答用紙に書かずに試験問題の余白を利用してください。

2 受験票には、何も記入しないでください。

3 試験時間は1時間で、試験問題は問1～問15です。

4 試験開始後、30分以内は退室できません。

試験時間終了前に退室するときは、着席のまま無言で手を上げてください。

試験監督員が席まで伺います。

なお、退室した後は、再び試験室に入ることはできません。

5 試験問題はお持ち帰りください。

問 1 事業場の安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

なお、(5)において法定労働時間は、休憩時間を除き1日について8時間、1週間について40時間であり、時間外・休日労働時間は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間とする。

- (1) 常時使用する労働者が300人又はこれを超えることとなった自動車整備業の事業場では、事業の実施を統括管理する者又はこれに準ずる者のうちから総括安全衛生管理者を選任する必要がある、その選任は総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に行わなければならない。
- (2) 常時50人以上の労働者を使用する事業場において選任すべき産業医は、医師であって厚生労働大臣の指定する大学等が行う産業医研修等を修了した者又は保健衛生若しくは労働衛生工学の区分により労働衛生コンサルタント試験に合格した者でなければならない。
- (3) 常時250人の労働者を使用する医療業の事業場では、衛生管理者を2人以上選任することが必要で、その衛生管理者は原則として当該事業場に専属であって、第一種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は医師、歯科医師若しくは労働衛生コンサルタントでなければならない。
- (4) 常時使用する労働者が100人で、安全衛生委員会を設置した事業場では、当該委員会を毎月1回以上開催し、その開催の都度、委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容に係る記録を作成して、これを各作業場に備え付ける等の方法で、遅滞なく、労働者に周知しなければならない。
- (5) 事業者は、労働者の健康管理等を適切に行うため、産業医に対し、法定労働時間を超えて労働させた全ての労働者について、その氏名及び時間外・休日労働時間に関する情報を提供するとともに、労働者の業務に関する情報で産業医が必要と認めるものを提供しなければならない。

問 2 労働安全衛生法において、事業者はその事業場における産業医の業務の内容その他の事項について、所定の方法により、労働者に周知すべきことが定められている。

これに関し、「産業医の業務の具体的な内容」のほかに、次のイ～ホについて、労働者に周知すべき事項の組合せとして、正しいものは（１）～（５）のうちどれか。

- イ 健康診断及びその結果に基づく健康の保持のための措置
- ロ 産業医による健康教育、衛生教育等の実施の方法
- ハ 産業医に対する健康相談の申出の方法
- ニ 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施の方法
- ホ 産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

- (1) イ ロ
- (2) イ ニ
- (3) ロ ハ
- (4) ハ ホ
- (5) ニ ホ

問 3 労働安全衛生規則に基づく健康診断等に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 労働者は、雇入時の健康診断において、事業者の指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しないため、雇入れ前6か月以内に受診した医師による健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、健康診断を受けなくてもよい。
- (2) 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に行う健康診断において、胸部エックス線検査や血圧の測定の項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師の判断により省略することができる。
- (3) 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を行わなければならないが、常時50人未満の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなくてもよい。
- (4) 離職の際に又は離職の後に、都道府県労働局長による健康管理手帳の交付対象となる者には、クロム酸を取り扱う業務に従事していた者、無機コバルト化合物を製造する業務に従事していた者及びベリリウム化合物を製造する業務に従事していた者が含まれる。
- (5) 事業者は、常時使用する労働者に対し、医師、保健師又は心理的な負担の程度を把握するための検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した衛生管理者等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

問 4 事業者が、危険又は有害な業務に労働者を就かせるときに、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行う必要がある業務に該当しないものは、次のうちどれか。

- (1) 有機溶剤業務
- (2) エックス線装置を用いて行う透過写真の撮影の業務
- (3) 石綿使用建築物等解体等作業に係る業務
- (4) 酸素欠乏危険場所における作業に係る業務
- (5) 高圧室内作業に係る業務

問 5 次の表の労働安全衛生法に基づく機械等に係る規制内容とA～Iの機械等について、各機械等がその規制内容欄の対象として正しいもののみを全て挙げたものは(1)～(5)のうちどれか。

機械等に係る規制内容	機械等
厚生労働大臣が定める規格(構造規格等)又は安全装置を具備すべき機械等	A：ろ過材及び面体を有する防じんマスク B：局所排気装置 C：潜水器
型式検定を受けるべき機械等	D：再圧室 E：波高値による定格管電圧が10キロボルト以上のエックス線装置 F：有機ガス用防毒マスク
定期的に自主検査を行うべき機械等	G：透過写真撮影用ガンマ線照射装置 H：電動ファン付き呼吸用保護具 I：特定化学設備

- (1) A B E F G
- (2) A C F G I
- (3) B D F H
- (4) B E G I
- (5) C D E H I

問 6 有機溶剤業務を行う屋内作業場において、法令に基づいて実施する作業環境測定の結果の評価等に関する次のイ～ニの記述について、法令上、正しいものの組合せは（１）～（５）のうちどれか。

イ 事業者は、作業環境測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定めるばく露限界基準に従って、第1管理区分、第2管理区分又は第3管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

ロ 事業者は、作業環境測定の結果の評価を行ったときは、その都度、評価日時、評価箇所、評価結果及び評価を実施した者の氏名を記録して、これを3年間保存しなければならない。

ハ 事業者は、作業環境測定の結果の評価の結果、第2管理区分及び第3管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、作業方法等の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分となるようにしなければならない。

ニ 事業者は、作業環境測定の結果の評価の結果、第2管理区分及び第3管理区分に区分された場所については、当該作業環境測定の結果の評価の記録を、常時各作業場の見やすい場所に掲示する等の方法によって労働者に周知しなければならない。

- (1) イ ロ
- (2) イ ハ
- (3) イ ニ
- (4) ロ ハ
- (5) ロ ニ

問 7 労働安全衛生規則に定める衛生基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場においては、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- (2) 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。
- (3) 事業者は、保護具又は器具の使用によって、労働者に疾病感染のおそれがあるときは、各人専用のものを備え、又は疾病感染を予防する措置を講じなければならない。
- (4) 事業者は、有害なガス、蒸気又は粉じんを発散する作業場においては、坑内等特殊な作業場でやむを得ない事由があるときを除き、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。
- (5) 事業者は、日常行う清掃のほか、大掃除を、6か月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行わなければならない。

問 8 有機溶剤中毒予防規則に関する次のイ～ニの記述について、法令上、正しいものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

ただし、同規則による適用の除外及び設備の特例はないものとする。

イ 事業者は、屋内作業場において、第二種有機溶剤等を用いて行う払しょくの業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

ロ 事業者は、通風が不十分な屋内作業場において、第三種有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けなければならない。

ハ 事業者は、有機溶剤等を入れたことのあるタンクで有機溶剤の蒸気の発散するおそれがあるものの内部における業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に有機ガス用防毒マスクを使用させなければならない。

ニ 屋内作業場において第一種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う作業場所に有機溶剤中毒予防規則の規定により設置する側方吸引型の外付け式フードの局所排気装置は、0.4メートル/秒の制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。

- (1) イ ロ
- (2) イ ハ
- (3) イ ニ
- (4) ロ ハ
- (5) ロ ニ

問 9 鉛業務従事者に対する健康管理に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 鉛業務に常時従事する労働者に対して定期に行う健康診断において、医師が必要でないと認めるときは、鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の調査以外の項目を省略することができる。
- (2) 鉛業務に常時従事する労働者に対して定期に行う健康診断において、医師が必要と認めるときは、尿中のプロトポルフィリンの量の検査を行わなければならない。
- (3) 鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの業務に常時従事する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に健康診断を行わなければならない。
- (4) 労働者が鉛業務に従事しなくなってから6か月以内に、腹部の疝痛^{せん}を訴えた場合には、すみやかに、医師による診断を受けさせなければならない。
- (5) 鉛業務に10年間従事した経験を有する者は、離職の際に健康管理手帳の交付を受けることができる。

問10 特定化学物質に関する次の記述のうち、特定化学物質障害予防規則上、誤っているものはどれか。

- (1) クロム酸及びその塩の粉じんを含有する気体を排出する製造設備の排気筒に設ける除じん装置については、粉じんの粒径にかかわらず、ろ過除じん方式とすることができる。
- (2) シアン化カリウムを含有する排液については、酸化・還元方式若しくは活性汚泥方式による排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設けなければならない。
- (3) インジウム化合物を製造する作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、作業環境測定の結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。
- (4) 金属をアーク溶接する作業を継続して行う屋内作業場については、6か月以内ごとに1回、定期的に、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。
- (5) スチレンを取り扱う業務に常時従事する労働者に対して定期に行う健康診断においては、尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量を測定する必要がある。

問 1 1 次に掲げるイ～ニの器具について、高気圧作業安全衛生規則上、事業者が高圧室内作業主任者に携行させなければならないものの組合せとして、正しいものは（１）～（５）のうちどれか。

- イ 携帯式の圧力計
- ロ 体温計
- ハ 懐中電灯
- ニ 呼吸用保護具

- (1) イ ロ
- (2) イ ハ
- (3) イ ニ
- (4) ロ ハ
- (5) ハ ニ

問 1 2 次に掲げるイ～ニの酸素欠乏危険場所について、その場所における作業が酸素欠乏症等防止規則に定める第二種酸素欠乏危険作業に該当するものの組合せとして、正しいものは（１）～（５）のうちどれか。

イ 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部

ロ 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット（以下「熱交換器等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部

ハ しょうゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部

ニ し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部

- (1) イ ロ
- (2) イ ハ
- (3) ロ ハ
- (4) ロ ニ
- (5) ハ ニ

問 1 3 事務室の環境管理について事業者が講ずべき措置に関する次のイ～ニの記述について、事務所衛生基準規則上、正しいものの組合せは（1）～（5）のうちどれか。

イ 機械による換気のための設備について、はじめて使用するとき及び1か月以内ごとに1回、定期的に、異常の有無を点検しなければならない。

ロ 労働者を常時就業させる室においては、換気が十分に行われる性能を有する設備を設けたときを除き、窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積が、常時床面積の10分の1以上になるようにしなければならない。

ハ 労働者を常時就業させる室の気積を、設備の占める容積及び床面から4メートルをこえる高さにある空間を除き、労働者1人について、10立方メートル以上としなければならない。

ニ 労働者を常時就業させる室の温度が10度以下の場合は、暖房する等適当な温度調節の措置を講じなければならない。

（1）イ ロ

（2）イ ハ

（3）イ ニ

（4）ロ ハ

○（5）ハ ニ

問 1 4 建築物の解体の作業を行う場合において、当該建築物に張り付けられている石綿含有保温材を切断し、除去を行う作業で、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに労働者を従事させるときの措置として、石綿障害予防規則に定められていないものは次のうちどれか。

- (1) 石綿含有保温材の除去の作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。
- (2) 石綿含有保温材の除去の作業を行う作業場所にてろ過集じん方式の集じん・排気装置を設け、排気を行うこと。
- (3) 石綿含有保温材の除去の作業を行う作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること。
- (4) 石綿含有保温材の除去の作業を行う作業場所及び作業場所の出入口に設置した前室を負圧に保つこと。
- (5) その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、石綿含有保温材の除去の作業を行う作業場所が負圧に保たれていることを点検すること。

問 1 5 じん肺法及び粉じん障害防止規則による健康障害の防止等に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 新たに常時粉じん作業に従事することとなった労働者で、当該作業に従事することとなった日前1年以内にじん肺健康診断を受けて、じん肺管理区分が管理3口と決定された者に対しては、その就業の際、じん肺健康診断を行わなくてもよい。
- (2) 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理3であるものが、離職の際にじん肺健康診断を行うように求めた場合でも、当該労働者を離職の日までに使用していた期間が1年以内であるときは、じん肺健康診断を行わなくてもよい。
- (3) 研磨材を用いて可搬式動力工具により金属を裁断する作業を行う箇所に、局所排気装置を設置することが困難な屋内作業場では、当該箇所に湿潤な状態に保つための設備を設置して粉じんの発散を防止し、作業を行うようにしなければならない。
- (4) 屋内作業場において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業に常時従事させる労働者に対しては、その就業の際、粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法等の所定の科目について、特別の教育を行わなければならない。
- (5) じん肺法及び粉じん障害防止規則において、粉じん障害の防止対策、健康管理等の措置を講ずべき作業として粉じん作業を定めているが、同法令のいずれも、粉じん作業は、有機粉じんを除き、石綿以外の鉱物性粉じんに係る作業を対象としている。

(終り)